

鶴岡市加入者系光ファイバ網利用規約

鶴岡市は、加入者系光ファイバ網（以下、「e-でわネット」という。）によって提供する個人向け、公共団体、又は、法人向け高速インターネットサービス（以下、「本サービス」という。）に関し、本サービスの利用者（以下、「利用者」という。）に対し、以下のとおり利用規約を定めます。

第1 本規約の範囲及び変更

1. 本規約は、本サービスの利用に関し、鶴岡市及び利用者に適用します。「第3 契約の種類」及び「第4 利用者契約の申込」で規定する利用契約が成立後、利用者は誠実に本規約を遵守する責務が発生します。
2. 鶴岡市が別途規定する個別規定及び鶴岡市が随時、利用者に対し通知する追加規定は、本規約の一部を構成します。本規約と個別規定及び追加規定が異なる場合には、個別規定及び追加規定が優先するものとします。
3. 本利用者規約はNTT東日本の「特定地域向けIPデータ通信網サービス契約約款」および本サービスで利用するISP（インターネットサービスプロバイダ）が定める契約約款に準じます。ただし本利用者規約に記載された内容が優先されるものとします。
4. 鶴岡市は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更でき、利用者は鶴岡市からの通知をもって、これを承諾するものとします。

第2 通知及び同意の方法

1. 鶴岡市から利用者への通知は、本規約に別段に定めのある場合を除き、本サービス上の一般掲示、またはその他鶴岡市が適当と認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知が本サービス上の一般掲示で行われる場合、当該通知が本サービス上に掲示され、利用者が本サービスにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって利用者への通知が完了したものとみなします。
3. 鶴岡市は、上記いずれかの方法により利用者へ通知を行った場合、通知日より30日の経過をもって、同通知の内容について利用者の同意を得たものとみなします。但し、利用者より通知内容について、通知日より30日以内に書面をもって異議の申し出があった場合は、この限りではありません。

第3 契約の種類

本サービスは、以下に定める利用者契約を締結することにより利用者全てが提供を受けることのできるサービスによって構成されています。

1. 利用者契約

利用者契約とは本サービスを受ける資格を有するものを規定する契約であり、第4条及び第5条で規定する利用者契約が成立した日より第7条の規定に従い利用者が解約を申請し解約が成立するまでの間、もしくは第8条に従い鶴岡市が利用者資格の中断・取消を行うまでの間有効になります。鶴岡市は、利用者契約が成立している間、利用者契約の申込み時及び登録内容の変更時等に利用者より申請された内容などの情報を保持するものとします。

第4 利用者契約の申込

1. 本サービスの利用を希望する人（以下「利用希望者」という）は、本規約を承諾していただいた上で、利用希望者が20歳以上の場合、鶴岡市が別途指定する所定の手続に従って、本人が利用者契約当事者として利用契約締結を申し込みます。利用希望者が18歳以上20歳未満の場合、本人が利用者契約当事者として鶴岡市が別途指定する所定の手続に従って利用者契約締結を申し込みますが、鶴岡市が別途指定する書面により、親権者の同意を得ることが必要です。また、利用希望者が18歳未満の場合、鶴岡市が別途指定する利用申込書により、親権者が利用者契約当事者として利用者契約締結を申し込みます。上記の要件を充足しない申し込みは、有効な申し込みとはならず、利用者契約は成立いたしません。
2. 鶴岡市は本サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
3. 鶴岡市は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本サービス契約の申込みをした者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は

怠るおそれがあるとき。

- (3) その他鶴岡市の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (4) 鶴岡市が実施する取り付け工事後にリンクが確立できない事が判明した場合。

第5 利用者契約の成立

1. 利用希望者が、「第3 契約の種類」に規定する利用者契約の申込を行い、鶴岡市がこれを承諾した場合、利用者契約の申込を受領した日付に遡り、利用者契約が成立したものとします。
2. 鶴岡市は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、鶴岡市は当該利用者契約を締結しない場合があります。
 - (1) 利用希望者が日本国外に居住する場合。
 - (2) 利用希望者が、過去に利用者規約違反等により、利用者資格の取消が行われている場合。
 - (3) 申込内容に虚偽、誤記又は記入もれがあった場合。
 - (4) 鶴岡市の指定した収納代行会社、または金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合。
 - (5) 申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかであり、利用申込の際に法定代理人、後見人、保佐人もしくは補助人からの同意を得ていなかった場合。
 - (6) その他、鶴岡市が、利用希望者を利用者とすることを不適当と判断する場合。

第6 登録内容の変更

1. 利用者は、利用申込において、届け出た内容に変更があった場合には、速やかに所定の変更の届出を、鶴岡市に行うものとします。
2. 利用者は、前項の届出を怠った場合に、鶴岡市からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。

第7 利用者契約の解除

1. 利用者が利用者契約の解除（以下この条において「解約」といいます。）を希望する場合には、月末をもって解約するものとし、解約希望月の20日までに所定の書式にて鶴岡市に届け出るものとし、鶴岡市に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、鶴岡市は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないとともに、利用者が解約に伴って、鶴岡市に対して、なんらかの請求権を取得することは一切ありません。
2. 解約に伴う宅内装置の撤去費用については利用者がこれを支払うものとします。

第8 利用者資格の中断・取消

1. 利用者が以下の項目に該当する場合、鶴岡市は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を中断または取り消すことができるものとします。また、利用者資格が取り消された場合、当該利用者は、鶴岡市に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、鶴岡市は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとします。
 - (1) 利用申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
 - (2) 「第16 禁止事項」で禁止している事項に該当する行為を行った場合。
 - (3) 料金等の支払債務の履行遅延又は不履行が1回でもあった場合。
 - ①引き落とし日から30日以内に入金が確認できない場合は本サービスを停止します。
 - ②引き落とし日から70日以内に入金が確認できない場合は利用者契約を解除します。
 - (4) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
 - (5) 収納代行会社、金融機関等により、支払口座の利用が停止させられた場合。
 - (6) その他、本規約に違反した場合。
 - (7) その他、利用者として不適切と鶴岡市が判断した場合。

第9 本サービスの家族利用

1. 利用者は、利用者の同居の家族（以下「家族利用人」という）に限りユーザーID、パスワード及び本サービスを利用させることができます。その場合、利用者は以下の義務及び責任を負うものとします。
2. 利用者は、家族利用人に本利用者規約を遵守させる義務を負うものであり、家族利用人の本サービス利用における一切の責任を負うものとします。

3. 利用者は、家族利用人が第三者等に損害を与えた場合は、利用者が責任を持って対処し、鶴岡市を完全に免責せしめるものとします。

第10 ユーザー情報の利用

1. 利用者は、利用申込の際又は利用者が本サービスを利用する過程で鶴岡市に提供する氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、メールアドレス等利用者を認識もしくは特定できる情報（以下「ユーザー情報」という）を、鶴岡市が、本サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める場合に、利用または第三者に提供することがあることに同意するものとします。
 - (1) 利用者が、ユーザー情報の開示について同意している場合。
 - (2) 鶴岡市が、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した統計個人情報(利用者の個人が特定できない情報群)を開示する場合。
 - (3) 鶴岡市に対して、法令により、あるいは、法令に基づきユーザー情報の開示が求められた場合。
 - (4) 弁護士法第23条により開示が求められた場合で、かつ、本規約第16条に定める禁止事項に該当する事由があると、鶴岡市が合理的に判断する場合。
 - (5) 鶴岡市が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するため、ユーザー情報開示の必要がある場合。

第11 利用前の準備

1. 利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な端末、ソフトウェア等並びに利用者宅に設置する宅内装置等設備スペース及び必要となる電源を準備するものとします。

第12 サービスの運営

1. 鶴岡市は、本サービスの運営に関し、完全且つ独自の裁量を有しており、以下の項目を実施することができるものとします。
2. 鶴岡市は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる鶴岡市所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することができます。
3. 鶴岡市は、本サービスの運営上で必要と思われる場合、利用者からの本サービスの利用を監視し、本サービスのアクセスや利用を制限することができます。
4. 鶴岡市は、サイバー攻撃への対応上必要な範囲において、当社設備を監視し、アクセスや利用の制限、特定の条件の通信を遮断することができるものとします。また、攻撃対象者の特定と注意喚起を行うことができます。
5. 鶴岡市は、本サービスの運営上で必要と思われる場合、利用者からアップロードされたファイルや情報などを削除することができます。
6. 鶴岡市は、本サービスの運営上で必要と思われるその他の一切の処置を任意に行う権限を有しているものとします。また利用者は鶴岡市が行う一切の処置に関して、なんらかの請求権を取得することはないものとします。

第13 料金等の支払い義務

1. 利用者は、サービス契約の締結に基づき別途鶴岡市が定めた料金（以下「利用料金」という）を支払うものとします。
2. 鶴岡市は、月額固定料金など月次の自動更新契約となる利用料金の変更は、利用者に30日以上の上記の事前の通知を出すことにより、改定することができるものとします。また、利用者は、自らの責任において、利用料金の変更通知を確認する義務を有しており、利用料金が変更された後に、利用者が本サービス又は該当するサービス契約を継続している場合、変更された料金に同意したものとします。
3. 鶴岡市及びISPは、前2項を除くその他の料金についての価格の変更は、随時行うことができるものとします。
4. 利用者の利用料金の支払方法は、鶴岡市が別に委託する料金回収代行に係る受託者が指定する金融機関の口座及び期日までに納入する方法により行うものとします。

第14 宅内装置の破損等

1. 利用者は鶴岡市所有の宅内装置等機器を破損させた場合は、その修理に要した費用を支払うものとします。

第15 延滞利息等

1. 利用者は、請求代金に関して、その支払期日までに支払いを行わない場合には支払期日の翌日から起算して支払いの日まで、年 14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、当該債務とあわせて支払うものとします。

第16 禁止事項

1. 利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 他の利用者、第三者もしくは鶴岡市の著作権又はその他の権利を侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
 - (2) 他の利用者、第三者もしくは鶴岡市の財産又はプライバシーを侵害する行為、及び侵害するおそれのある行為。
 - (3) 上記(1)(2)の他、他の利用者、第三者もしくは鶴岡市に不利益又は損害を与える行為、及び与えるおそれのある行為。
 - (4) 他の利用者、第三者もしくは鶴岡市を誹謗中傷する行為。
 - (5) 不正に他の利用者、第三者の保有している情報等を収集、開示する行為。
 - (6) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他の利用者又は第三者に提供する行為。
 - (7) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそのおそれのある行為。
 - (8) 公職選挙法で規制及び禁止する選挙運動行為。
 - (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。
 - (10) 通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引及びその他の目的で不特定多数に大量のメールを送信(スパムメール)する行為。
 - (11) その他、法令に違反する、又は違反するおそれのある行為。
 - (12) その他、鶴岡市が不適切と判断する行為。
2. 利用者は、本サービスにおける決済方法として指定した預(貯)金口座について以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) カードの氏名を偽称する行為。
 - (2) 他人のカードを不正に使用する行為。
 - (3) その他、カード会社あるいは金融機関が不適切と判断する行為。
3. 前1項及び2項に該当する利用者の行為によって鶴岡市及び第三者に損害が生じた場合、利用者資格を喪失した後であっても、利用者はすべての法的責任を負うものとし、鶴岡市に迷惑をかけないものとします。

第17 所有権

1. 鶴岡市は、本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号又は提携会社が提供するサービス及びそれに付随する技術全般は、鶴岡市もしくは当該提携会社に帰属するものとします。
2. 利用者は、利用者が本サービス上にアップロードした情報又はファイルについて、鶴岡市は一切の保証を行うものではないことを同意するとともに、鶴岡市が完全かつ独自の裁量を有しており必要に応じて削除等を行えることに同意するものとします。また利用者は鶴岡市に対し、なんらの請求権も保有しないものとします。
3. 利用者は、アップロードした情報又はファイルについて生じたすべての法的責任を負うものとします。

第18 著作権

1. 利用者は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるいかなる情報又はファイルについて、著作権法で定める利用者個人の私的利用の範囲外の使用をすることはできないものとします。

2. 利用者は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、第三者をして、本サービスを通じて提供されるいかなる情報又はファイルについて、使用させたり、公開させたりすることはできないものとします。
3. 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、利用者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、鶴岡市をいかなる場合においても免責し、損害を与えないものとします。

第19 サービスの中止・中断

1. 鶴岡市は、以下の事項に該当する場合、本サービスの運営を中止中断できるものとします。
 - (1) 本サービスのシステムの保守を定期的に又は緊急に行う場合。
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
 - (3) その他、鶴岡市が、本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。
 - (4) 技術的にサービスの提供が技術的に困難または不可能となった場合。
2. 鶴岡市は、前項の規定により、本サービスの運営を中止中断するときは、あらかじめその旨を利用者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 鶴岡市は、本サービスの中止中断などの発生により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第20 免責事項

1. 鶴岡市は、本サービスの内容、及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。
2. 本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した利用者又は第三者の損害について、別途定めがある場合を除いて、鶴岡市は一切の責任を負わないものとします。
3. 本サービスのエコノミータイプにおいて付与する IP アドレスはプライベートアドレスとし、インターネットへの接続経路上でアドレス変換を行うため、一部のアプリケーションサービスは利用できない場合があります。
4. スループットについてはベストエフォートであり、通信速度を保証するものではありません。
5. 本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、利用者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
6. ONU を鶴岡市から貸与している場合で、天災等による故障・破損があった際の修繕に要する経費は、利用者の負担とします。

第21 管轄裁判所

1. 本サービスに関連して、利用者と鶴岡市との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。
2. 協議をしても解決しない場合、山形地方裁判所または鶴岡簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

付 則

本規約は平成18年4月1日より施行するものとします。

本規約は平成27年10月1日より改定施行するものとします。